

12. 公開買付けに対抗するための買付等の要請

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人が、「法第166条第6項第4号又は法第167条第5項第5号に規定する要請」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

【上場規程第1213条第2項第1号a(1)】

※ 公開買付けに対抗するための買付等の要請には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

〔開示に関する注意事項〕

○ 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項(太字)を掲記し、開示・記載上の注意(細字)を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 要請先の概要

・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、直前事業年度の純資産及び総資産、大株主及び持株比率(把握している場合には可能な範囲で記載する。)、投資法人及び資産運用会社と相手先との関係(*)を記載する。

(*) 投資法人・資産運用会社と相手先との関係は、以下の事項を記載する。その他特筆すべき関係がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。

・ 資本関係として、最近日における投資法人・資産運用会社と相手先との間の出資の状況(間接保有分を含む。)を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。

・ 人的関係として、直前営業期間・直前事業年度の末日における投資法人・資産運用会社と相手先との間の役員若しくは従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。

・ 取引関係として、直前営業期間・直前事業年度における投資法人・資産運用会社と相手先との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。

・ 関連当事者への該当状況として、直前営業期間・直前事業年度の末日において、相手先が投資法人・資産運用会社の関連当事者(※1)に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する(※2)。

(※1) 関連当事者とは、連結財務諸表規則第15条の4に定める関連当事者(連結子会社を含む。)又は財務諸表等規則第8条第17項に定める関連当事者をいう。

(※2) 関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。

※ 相手先が個人である場合は、氏名、住所(市区町村まで)、投資法人・資産運用会社と当該個人との関係(投資法人・資産運用会社と当該個人(その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。))との資本関係・人的関係・取引関係・その他特筆すべき関係を記載する。

※ 相手先がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要(名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金)、(海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先(国内代理人)の概要(名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金))、投資法人・資産運用会社と当該ファンドとの間の関係(出資の状況・その他特筆すべき関係)、資産運用会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係(資本関係・人的関係・取引関係・その他特筆すべき関係)を可能な範囲で記載する。

※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。

b. 要請に至った理由及び経緯

c. 要請の内容

d. 日程

e. 今後の見通し

・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

f. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

○ (参考) 買付け等の概要

- ・ 参考として、公開買付けの概要を記載する。